

環境教育等促進法・基本方針改定案（たたき台）のポイント

○ 主眼

- ・ 気候危機や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、地球規模での喫緊の課題を克服し、予測不可能な時代を生き抜くためには、持続可能な社会への変容に向けて、環境教育や協働取組はどうあるべきか。

○ 変化すべきこと

1 内容の変化と質の向上

- (1) 自分事化や行動変容・社会変容を志向する学び（ESD）のより一層の重視
- (2) 環境・経済・社会の統合的アプローチによる地域づくりの視点の加味
- (3) 体験活動や協働取組で得られる地域や社会とのつながりや、地域課題の解決に向けた対話の中での生まれる学びや人づくりの重視

2 主体の変化と育成

- (1) 多様な主体（学校、NPO、社会教育施設、企業等）による実践の促進と、それらの連携を通じた質の向上や効率化（負担軽減）
- (2) 実践者相互の学び合いによる育成の重視

○ 変化すべきことへの対応

(1) 中間支援組織の充実

- ① 多様な主体が質の高い環境教育を実践するための中間支援組織の充実
 - ・ 環境教育等の実践者間の連携促進（情報提供、連携の場の設定）
 - ・ 環境教育等の質の向上（ESDに資するプログラム提供、作成支援）
- ② 効果的な協働取組を地域等で実践するための中間支援組織の充実
 - ・ 対話を通じた協働取組の実践支援
 - ・ 協働のノウハウの共有・展開による地域の中間支援機能の底上げ

(2) 協働取組等の深化・広がりを通じた地域づくりや学びの促進

- ・ 協働のプロセスを通じた協働取組の更なる実践
- ・ 地域の中間支援機能の底上げによる地域密着の協働取組
- ・ 協働取組から生まれる学びと人づくり

(3) デジタルツール等の効果的活用

- ・ 人、地域、国等をつなぐデジタルツールの利点の強調

○ 留意点

- ・ 経済的格差の拡大も踏まえ、経済的格差によらない環境教育の機会の公平性の確保
- ・ 教育効果の評価手法の継続的検討